（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六十四号を次のように改める。

六十四　削除

（農林水産省組織令の一部改正）

第十条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十四号ホ中「、漁船保険中央会」を削る。

第百二十二条第二十五号及び第百三十三条第一号中「、漁船乗組員給与保険」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（旧漁損法施行令の適用に関する経過措置）

第二条　改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の漁船損害等補償法施行令（以下この条において「旧漁損法施行令」という。）第十六条の九、第十七条第二項及び第三項並びに第十九条第二項の適用については、旧漁損法施行令第十六条の九中「漁船保険中央会（以下「中央会」という。）」とあるのは「承継組合（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第五条第三項に規定する承継組合をいう。以下同じ。）」と、旧漁損法施行令第十七条第二項中「中央会責任総再保険金額」とあるのは「承継組合責任総再保険金額」と、「中央会保有純再保険料総額」とあるのは「承継組合保有純再保険料総額」と、「中央会の」とあるのは「承継組合の」と、同条第三項中「中央会保有純再保険料総額」とあるのは「承継組合保有純再保険料総額」と、旧漁損法施行令第十九条第二項中「中央会」とあるのは「承継組合」とする。

（漁獲共済に関する経過措置）

第三条　この政令の施行の際現に成立している漁獲共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第十四条の規定により同条に規定する特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理を食料安定供給特別会計において行う場合における特別会計に関する法律施行令第十六条第一項の規定の適用については、同項第六号中「の再保険金」とあるのは、「、特殊保険再保険事業（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。）及び漁船乗組員給与保険再保険事業（改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業をいう。）の再保険金」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二